

国際復興開発銀行協定の改正の受諾について承認を求めるの件 (閣条第一四号) (衆議院送付)

要旨

国際復興開発銀行 (世界銀行。以下「銀行」という。) においては、一九四五年 (昭和二十年) の創設以来、出資額に関係なくすべての加盟国に均等に分配される基本票数は、増加されておらず、累次の増資の結果、その総投票権数に占める割合が減少し、出資額の少ない途上国の発言力が低下していた。

この改正は、このような状況を踏まえ、銀行の意思決定において途上国の意見を一層反映するため、基本票の倍増等を骨子とする協定改正案の合意を経て、二〇〇九年 (平成二十一年) 一月三十日に銀行の総務会において承認されたものであり、主な内容は次のとおりである。

- 一、各加盟国の投票権数は、基本票数と保有株式数に基づく票数との合計に等しいものとする。
- 二、各加盟国の基本票数は、すべての加盟国の投票権数の合計票数の五・五パーセントをすべての加盟国の間に均等に分配して算出される票数とする。
- 三、各加盟国の保有株式数に基づく票数は、自国の保有する一株式ごとに一票を分配して算出される票数と

する。

四、この改正は、協定第八条の規定に基づき、総投票権数の八十五パーセントを有する五分の三の加盟国が受諾し、その事実を銀行がすべての加盟国にあてた公式の通報によって確認した後三か月ですべての加盟国につき効力を生ずる。